



11月も中旬を過ぎ、朝夕の冷え込みも増し、冬の到来も間近と感じる時期となりました。校庭の落ち葉は一段と多くなり、桜の葉はほぼなくなりました。ただ、落葉樹である校木の栴檀(せんだん)は、まだ緑豊かで、コロナ禍にも負けずに粘り強くがんばる本校生徒を見守っているようにも感じます。

◇とちぎ未来大使「夢」講座

11月16日(火)、とちぎ未来大使「夢」講座が第2学年を対象に開催されました。

この講座は「とちぎ未来大使」を講師として中学校に派遣し、自身の中学校時代の経験や、目標を達成した道のりなどを講話していただくことにより、中学生に「夢」を持つことの大切さを教え、将来の「夢」を考えることのきっかけをつくる取組としてスタートしたものです。

今回の講師は、書道家さおり先生です。先生は、佐野市出身で、県内はもとより、現在は拠点を神奈川に移し、全国各地で、素晴らしい作品やパフォーマンスを披露するなど、ご活躍されている方です。

今回は、「夢をもつこと」を演題として、さおり先生のこれまでの経験から、夢の実現について講話をいただきました。また、後半の書道教室では、学級ごとに題の文字を決め、さおり先生の指導のもと、書道に挑戦しました。

なお、来週11月22日(月)から、佐野ケーブルテレビ「さのニュース」でこの講座の様子が放送されます。



◇スマートフォン・携帯電話等のトラブル防止について

スマートフォン・携帯電話等の中学校への持ち込みについては、地域の特性から一部容認といった動きもありますが、佐野市では文部科学省の有識者会議の審議結果などを踏まえ、「佐野市立小学校、中学校及び義務教育学校においては、原則学校への携帯電話の持ち込みは禁止とする。ただし、個別の状況に応じて、やむを得ない場合は例外的に対応する」としております。

そこで本校では、学校への携帯電話・スマートフォンの持ち込みは原則禁止としています。これは、スマートフォンや携帯電話、さらにはゲーム機等を

使った不適切なインターネットの利用により、SNS上のいじめ、個人情報の流出、不適切な写真や動画の投稿、性犯罪被害、ネット依存、ゲーム依存、生活習慣の乱れ等の問題が生じており、学校への持ち込みがこうした問題をさらに拡大させる危険性があるからです。

スマートフォンや携帯電話等は保護者が購入して、子供に貸与するものです。契約者は保護者であり、子供を守る主体は保護者です。

以下は、9月に配布された佐野市PTA連絡協議会、佐野市教育委員会、佐野市小・中学校長会、佐野警察署が連名で配布したアピール文※から抜粋しました。ぜひ、わが家のルールについて話し合うようお願いいたします。



※アピール文は下線をクリックまたはこちらのQRコードから

家族で話そう！一緒に決めよう！ わが家のスマホやインターネットのルール！



1 家族との時間を大切にしましょう。

- ゲームとネットを合わせて、使ってよいのは1日_____時間までにする。(学習以外)
- 食事中、入浴中、夜_____時以降は使わない。
- (・いつも
・夜_____時以降は) 自分の部屋には持ち込まない。

【わが家のルール】



2 危険から自分を守りましょう。

- 名前、住所、写真等、個人が分かるような情報をのせない。
- ネットで知り合った人と会わない。
- トラブルや不安なことがあれば、すぐに家族、学校、大人に相談する。

【わが家のルール】



3 相手を思いやる気持ちを大切にしましょう。

- メールやLINEは_____時までにする。
- 友達とルールを共有する。(すぐ返信しなくてよい約束をするなど)
- うわさや悪口を広めたり、人のいやがることを書いたり、友達の画像や動画をのせたりしない。

【わが家のルール】



子供を危険から守り、安全な環境を整えるのは大人の責任です。